

令和8年度やまなし二拠点居住・移住総合WEBメディア運用業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度やまなし二拠点居住・移住総合WEBメディア運用業務

2 業務の目的

二拠点居住地・移住地として「選ばれる地やまなし」の実現に向け本県のブランドイメージや独自性を的確且つ効果的に発信するため、やまなし二拠点居住・移住総合WEBメディア（以下、「Y-charge」という。）として、二拠点居住地・移住地としての山梨県の魅力について特集した記事を掲載するとともに、イベントや相談窓口に関する情報を提供する。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月5日まで

4 業務内容

受託者は、次に掲げる(1)から(2)の項目について、県と協議しながら委託業務を実施すること。

(1)委託業務概要

(ア) 特集記事、SNS、その他コンテンツの企画・制作・運用

山梨県の魅力を分かりやすく伝えるための特集記事を企画・作成する。（なお、Y-chargeへの掲載は県が行う）

(イ) 分析・改善提案

情報発信の効果や影響を分析し、改善提案を行う。

(ウ) SNSを活用した効果的なPR

(ア)で作成した特集記事について、Y-charge PV数を高めるため、InstagramのSNSにおいてPRする。

(2)委託業務詳細

(ア)特集記事、SNS、その他コンテンツの企画・制作・運用

ア Y-chargeのメインターゲットは下記のとおりとする。

- ・居住地：東京圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）
- ・形態：テレワーク可能な経営者・個人事業主・企業の社員 等
- ・年齢層：ミレニアル世代(30代)とポスト団塊ジュニア世代(40代)
- ・状態：

- 二拠点居住等に関心はあるが、地域は特に決まっていない
- 先進的・創造的なノウハウを持ち、地域課題の解決方法を提案・実践する意向がある

イ 二拠点居住等の推進に資する本県のブランドイメージや独自性を意識すること。

◇二拠点居住の推進に資する本県のブランドイメージや独自性の例：

- ・魅力的なビジネス環境（首都圏からのアクセスの良さ、物流ハブの可能性、自然災

害の少なさ 等)

- ・魅力的な生活環境(少人数学級によるきめ細かな教育、充実した子育て支援策、在宅介護ゼロの実現 等)
- ・魅力的な実証実験や起業、スタートアップ支援

ウ 特集記事

- a 特集記事は、年5本程度作成することとし、取材・編集等を行うこと。
- b 良質なライターの調整、編集及び進行管理を適切に行うこと。
- c 県を含んだ企画会議を年2回以上開催し、県と協議の上特集記事の取材対象者やテーマの選定等について決定すること。
- d その他、本県が調整した取材先も適宜取材するものとし、その際、掲載のために必要な編集等を行うこと。
- e 特集記事の制作にあたっては、メインターゲットを惹きつけ、具体的な行動喚起に繋がられるよう画像を有効活用するとともに、文字数についても創意工夫すること。(一記事あたりの文字数の目安:2,000~3,000字程度)

エ SNS

- a SNSによる情報発信は、原則、受託者が行うこととし、投稿内容は県との十分な協議の上、決定すること。
- b 投稿内容については特集記事掲載のお知らせやイベント情報、二拠点居住推進に資するものとする。
- c その他、SNSを活用した企画があれば、提案すること。

オ その他

- a 「2 業務の目的」や本仕様書に則ったコンテンツがあれば、提案すること。
- b コンテンツの制作にあたっては、メインターゲットの行動やニーズ等の分析を踏まえてタイミングを見極めるなど、効果的な情報発信に留意すること。
- c 関連したキーワード検索の際に上位に表示されるよう検索エンジン最適化を図ること。

(イ)分析・改善提案

セッション数やページビュー数、平均滞在時間等の利用状況や検索ワードのランキング、閲覧者の属性等の解析などにより、本サイトや本サイト付属SNSによる情報発信の効果や各コンテンツによる影響等の分析を行い、アクセス数向上に向けた改善提案を年2回程度行うこと。更に、現在のSNS等の状況を鑑み、今後重要と考えられる指標(中長期的なKPI)について年1回程度提案を行うこと。

(ウ)WEBやSNSを活用した効果的なPR

ア 運用

受託者は、月間平均アクセス数20,000PVの確保に向け、WEBやSNSを活用した広告・配信等による効果的なPR方法及び閲覧数やクリック数等の流入状況に係る目標値を提案し、メインターゲットを本サイト及び本サイト付属SNSへ誘導すること。

イ 効果測定

本サイト及び本サイト付属SNSへのPV数流入状況や閲覧者に関する情報等の分析を分かりやすくとりまとめ、報告すること。また、それらの分析を踏まえて、適宜、実施内容についての改善の提案を行い、実施中又は実施予定のPRに反映すること。

5 業務実施について

(1)受託者は、業務実施体制を明確にし、本業務を指揮する業務実施責任者と業務従事者を専任しなければならない。選任するにあたっては、本業務を円滑に遂行できる能力を有する適切な人員を配置すること。

(ア) 業務実施責任者

ア 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。

イ 業務実施責任者は、PR 場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。

ウ 業務実施責任者は、山梨県と常時連絡が取れる体制をとり、密な連携を取って業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。

エ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。

オ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。

カ 業務実施責任者は、県と企画会議を実施した際はその結果について取りまとめ、速やかに県に報告すること。

キ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。

ク 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を山梨県に通知すること。

(イ) 業務従事者

ア 業務従事者は、業務実施責任者ととも本業務に係る企画立案・PR 業務を行うこと。

イ 受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を山梨県に通知すること。

(ウ) 再委託

ア 受託者は業務の全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ山梨県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。この場合、やむを得ない場合を除き、企画提案時点において、再委託の可能性について明示し、業務実施体制の一部に組み込んだ上で、受託者が担う業務と再委託先の担う業務等について提案手続きの中で明示しなければならない。

イ 受託者と再委託先事業者が共同で実施した業務に係る実績は、提案における実績とすることができる。

(2) 受託者の義務

(ア) 受託者は、県及びその他団体から引き渡された情報資源、記録媒体及び出力帳票に関し、善良な管理者の注意をもって管理し、データの漏洩及び紛失等がないよう十分に配慮しなければならない。

(イ) 受託者は、この契約による事務を処理するためのデータを適切に取り扱い、データの漏えい、亡失、改ざん又は消去などの発生時に実施すべき事項・手順等について明確にすること。

(ウ) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規、山梨県情報セキュリティ基本方針等の県規定を遵守すること。

6 成果目標(KPI)

本業務における成果を可視化し、運用の効果を適切に測定するため、目標PV数を月平均20,000件と設定する。

KPIの進捗は毎月測定し、必要に応じて改善策を実施すること。

[直近2年間の実績値]

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 令和6年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 平均値 |
| 月間平均PV数 | 6,547 | 6,970 | 6,605 | 6,659 | 8,129 | 6,664 | 9,969 | 5,667 | 5,476 | 6,629 | 10,316 | 8,563 | 7,350 |
| 令和7年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 平均値 |
| 月間平均PV数 | 6,869 | 6,541 | 5,278 | 16,745 | 8,152 | 7,710 | 9,949 | 5,259 | 4,586 | 5,353 | 8,862 | 9,955 | 7,938 |

※R7.2、R7.7のPV数が伸びた要因はWEB広告(Google、Instagramで配信)によるものである。

7 報告書の作成・提出

(1)業務の進捗状況報告

(ア)定期報告

業務の進捗状況については、定期的に県に報告すること。

なお、報告の頻度や内容、様式については県と協議の上定めるが、本事業を通して抽出された課題やニーズを洗い出すこと。

(イ)その他事項の報告

県は必要に応じ、事業の実施状況について受託者に報告を求めることができる。

(2)実績報告書等

(ア)委託業務完了後、委託契約等に基づき委託業務完了報告書を提出すること。なお、報告内容及びその書式については、県と協議の上、決定する。

(イ)本業務で発生した資料及びデータ(各種設計書、手順書、コンテンツデータ、素材データなど)を県が指定する方法により成果品として提出すること。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1)成果の帰属

本業務により得られた成果は県に帰属するものとし、受託者は県の許可無く当該成果を使用し、又は公表してはならない。

(2)秘密の保持

(ア)本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等を県の了解なく公表又は使用してはならない。

(イ)本業務で知り得た県及びその他の団体の業務上の秘密を保持しなければならない。

(ウ)受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。また、県が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(3)個人情報の保護

(ア)本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」、「山梨県個人情報保護条例」、その他の個人情報保護法令を遵守しなければならない。

(イ)本事業への参加者に係る個人情報の県への提供については、必ず本人の同意を得た上で実施することとし、個人情報を取り扱う際には、別記1「個人情報取扱注意事項」を守ることを要する。

9 その他

- (1) 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (2) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や事業に関わる全ての経費の挙証書類等、県の求めに応じて随時提出すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (3) 本業務の履行に関して行われる問合せについては、原則として受託者が対応すること。
- (4) 本業務の履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- (5) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (6) この仕様書の内容を変更することが本事業のより適切な運営に資すると認められるときは、県と受託者の双方協議の上、変更することができる。
- (7) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と双方協議の上、決定する。